平成２８年（フ）第６０号
愛知県江南市赤童子町桜道77番地　桜花城レジデンス106号
債務者　仲尾次一文
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川地　美帆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月21日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第８１０号
札幌市厚別区厚別南２丁目10番36号　ボナンザ結心Ⅱ－102号
債務者　本前　敏樹
1　決定年月日時　平成28年７月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西田　昌弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月18日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９９４号
名古屋市西区花の木２丁目３番12号　ホワイトコート花の木Ｂ棟102号
債務者　中谷　拓正
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　板倉しのぶ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月25日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第８７４号
名古屋市天白区植田南２丁目115番地　日映マンションⅡ　９Ａ号
債務者　中澤　敏益
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木全　圭樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月25日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第７６号
愛知県豊川市古宿町市道73番地の14
債務者　中村　康弘
1　決定年月日時　平成28年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　正純
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第８２１号
大阪市城東区野江２丁目18番18号
債務者　**徳**山　雅彦
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉野　誉文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月24日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年10月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１８４号
茨城県桜川市山口111番地
債務者　島崎　昌史
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小沼　典彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月19日午後２時30分
5　免責意見申述期間　平成28年10月13日まで
水戸地方裁判所

平成２８年（フ）第４５号
栃木県小山市大字小山99番地１　グランオッツⅡＡ102、従前の住所栃木県小山市城北４丁目２番地12
債務者　依田　之宏
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩瀬　　勇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月21日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２８年（フ）第１６９号
沖縄県中頭郡西原町字与那城277番地の32（呉屋アパート２－Ａ）
債務者　仲里　敬久
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　尾辻　克敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月27日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年10月20日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第７９８号
さいたま市浦和区木崎１丁目19番12号　サン．シャンブル木崎Ｂ　２－202
債務者　田邉　　淳
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　関口　和正
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月７日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１０２３号
北海道江別市ゆめみ野南町36番地の６
債務者　竹谷　　治
1　決定年月日時　平成28年７月22日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大崎　康二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月７日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年10月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５７号
沖縄県沖縄市上地１丁目１番１号　ステータスコザ903、住民票上の住所神奈川県横浜市鶴見区岸谷１丁目１番１号
債務者　綿貫　昌宏
1　決定年月日時　平成28年７月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　與那嶺　敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月８日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年11月１日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第６８号
兵庫県尼崎市東園田町４丁目９番地の１　エクシード園田108号
債務者　仁井田義弘
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３５５号
兵庫県尼崎市武庫之荘東２丁目30番16号、前住所兵庫県小野市本町273番地　レオパレス天津風210
債務者　山村　侑希（旧姓梶本）
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第３６４号
兵庫県西宮市津門大箇町９番17―201号、前住所兵庫県西宮市安井町５番19号
債務者　いしだ接骨院こと　石田　章二
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６０号
佐賀県武雄市山内町大字犬走7289番地
債務者　中原　哲郎
1　決定年月日時　平成28年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月21日まで
佐賀地方裁判所武雄支部